

# 川上部分の鉄鋼業の奨励政策

2005年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)  
**投資委員会(BOI)布告**  
**No. 2 / 仏暦 2548 年(2005)**

**件名 川上部分の鉄鋼業の奨励政策**

国家の鉄鋼産業の奨励のために、投資奨励法の増補改正(第3版)仏暦 2544 年、仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、および 31 条の権限に基づき、投資(奨励)委員会は、以下により、鉄鋼産業の奨励を付与するための原則、条件規定を布告する。

1. 以下のように、権利恩典を受領するものとして、特別に国家に対する重要性および有効性を有する事業として、同一のプロジェクト内の川上の鉄鋼生産から 連続した生産段階を有する川中の鉄鋼製品の製造と合わせて、川上の鉄鋼生産 のプロジェクトを規定する。
  - 立地するゾーンを問わず、機械輸入関税の免除
  - 8 年間の法人所得税の免除、立地するゾーンを問わず、第 31 条第 2 段の法人所得税免除の割合を規定しない。
  - 投資奨励ゾーン(ゾーン 3)の工場を立地する場合には、第 36 条(1)(2)(3)により、権利恩典を受領させるものとする。
2. 川上の鉄鋼生産を行なう鉄鋼産業のプロジェクトは、登録資本に対する負債比率は、2:1 を超えてならないと定める。(負債比率:登録資本 = 2:1)
3. 委員会布告 No. 2 / 2543、仏暦 2543 年 8 月 1 日付け 件名 奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の第 2 類の業種 2.9 および業種 2.10 名称および条件を改定するものとする。

業種	条件
2.9 川上鉄鋼業および川中の鉄鋼業 2.9.1 川上の鉄鋼業 Hot Metal、Pig Iron(銑鉄)、Sponge Iron(海面鉄、直接製鉄法 Iron-DRI) Hot Briquetted Iron(HBI)	1. 特別に国家に対して重要性および有用性を与える事業とし、かつ、機械輸入関税の免除、8 年間の法人税の免除を与える。立地するゾーンを問わず、第 31 条第 2 段による法人所得税の免除の割合を規定しない。 2. 投資奨励ゾーン(ゾーン 3)の工場を立地する場合には、第 36 条(1)(2)(3)により、権利恩典を受領させるものとする。
2.9.2 川中の鉄鋼業 Slab(スラブ = 板用鋼片)、Billet(小鋼片) Bloom(鋼片)	1. 委員会布告 No. 1 / 2543 による権利恩典を受ける。 2. 同一のプロジェクトの川上鉄鋼業につながる製造段階を有する川中の鉄鋼業に対しては、特別に国家に対して重要性および有用性を与える事業とし、かつ、機械輸入関税の免除、8 年間の法人税の免除を与える。立地するゾーンを問わず、第 31 条第 2 段による法人所得税の免除の割合を規定しない。投資奨励ゾーン(ゾーン 3)の工場を立地する場合には、第 36 条(1)(2)(3)により、権利恩典を受領させるものとする。

業種	条件
2.10 川下鉄工業 2.10.1 棒状鉄工業 棒状鉄、シャフト鉄、ワイヤ ーロッド、鉄線  2.10.2 板状の鉄鋼業 熱延および冷延のステンレ ス鉄板、熱延および冷延の 鉄板、コーティングした鉄板	

これらは、仏歴 2547 年(2004 年)12 月 27 日から有効である。

布告日 仏暦 2548 年(2005 年)2 月 11 日

陸軍大将  
 チャバリット・ヨンチャイユット  
 副首相  
 委員会議長代行

注: この翻訳は、2005 年 2 月 11 日告示のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。